

【管理運営状況公表様式】

平成30年度 視覚障害者情報センターの管理運営状況

県所管課	健康福祉部障害福祉課
指定管理者	一般社団法人 青森県視覚障害者福祉会 会長 佐々木 秀勝
指定期間	平成27年4月1日～令和2年3月31日（5年間）

1 管理業務の実施状況

業務区分	概要
点字刊行物及び視覚障害者用の録音物の製作及び利用に関する業務	点字刊行物及び視覚障害者用の録音物（テープ及びCD）を定期的に製作し、貸出・閲覧に供した。
点訳奉仕者及び音訳奉仕者の養成、指導に関する業務	点字刊行物及び視覚障害者用の録音物を製作するための点訳奉仕者及び音訳奉仕者を養成するため講習会を開催するほか、指導者の技術向上のための研修会を開催した。
点字刊行物及び視覚障害者用の録音物の奨励及び相談に関する業務	新刊案内（点字版、墨字版、録音版）等を発行し、点字刊行物及び視覚障害者用の録音物の奨励・相談業務を行った。
視覚障害者に対する相談、指導訓練及び情報提供に関する業務	中途失明者に対する相談、プレクストーク（デジタル録音再生機）の操作指導、視覚障害者用機器の紹介等の情報提供を行った。

2 管理施設の利用状況

利用指標	年度	計画	実績	計画対比	前年度対比
県内の新規利用登録者数（人）	H27	18	20	111.1%	76.9%
	H28	18	19	105.6%	95.0%
	H29	18	26	144.4%	136.8%
	H30	22	20	90.9%	76.9%
点字刊行物及び視覚障害者用の録音物退出数（他館借受分を含む。）（タイトル）	H27	7,300	8,326	114.1%	106.8%
	H28	7,500	7,354	98.1%	88.3%
	H29	7,000	7,563	108.0%	102.8%
	H30	7,000	10,925	156.1%	144.5%
自館製作図書数（タイトル）	H27	435	526	120.9%	108.9%
	H28	435	519	119.3%	98.7%
	H29	435	527	121.1%	101.5%
	H30	440	404	91.8%	76.7%

【増減理由】

- ・新規利用登録者数：「目の見えない方、見えにくい方のための福祉展」の開催のほか県障害福祉課が主催する「市町村健康福祉関係主管課長会議」でのチラシ配付、点訳・音訳奉仕員養成講習会の開催市町村担当課への訪問等をとおして、利用登録の推進を図ったが、一方でこれまでの登録者が高齢になり登録抹消が増えてきている。
- ・図書貸出数：利用登録者向け月1回の「青い森通信」での新刊図書紹介や、レファレンスサービス等により貸出の促進を図った。センターを介さず、サピエ（視覚障害者情報総合ネットワーク）図書館で直接図書を利用する方が増えているが、利用の仕方については当センター職員が支援している。また、他館への貸出も増えてきている。
- ・自館製作図書数：利用者のニーズを踏まえた図書の製作に努めた。テープについては利用者が

減少してはいるが、ニーズがあり製作している。点字・デイジーとも目標を上回ることができた。経験豊かな奉仕員が高齢化して活動が困難になってきており、計画的に若い奉仕員の養成を行うことが重要となっている。

### 3 評価結果

評価項目	指定管理者 自己評価	県所管課	
		評価	コメント
①サービスの維持・向上に向けた取組みが適切に行われているか。	4	4	サービスの維持・向上について適正に取り組んでおり、利用者アンケートも高評価の回答が多数を占めている。特に職員の接客に対しては、電話などアンケートの外からも感謝の声が寄せられているが、今後とも活動可能な奉仕員の確保に努め、より充実したサービスの提供につなげていくよう努めること。
②利用促進に向けた取組みが適切に行われているか。	4	4	リーフレット等による関係機関への啓発、ニーズに応じたサービス提供等、利用促進に向けた取り組みが行われている。
③施設、設備及び備品の維持管理及び修繕が適切に行われているか。	4	4	視覚障害者向けの情報機器や、録音図書製作のための機器等について、月に1度という高い頻度で点検を行うなど適正な維持管理が徹底されている。
④緊急時の対応・安全管理などの危機管理が適切に行われているか。	4	4	所長以下職員による緊急時の対応体制をとり、避難誘導体制を確保する等、適正に取り組んでいる。また、庁舎管理者の協力を得て、毎月、避難訓練を実施している。
⑤指定管理料が適正に執行されているか。	4	4	経理状況等に特に問題はなく、適正に執行されている。
⑥成果目標達成のための努力が行われ、成果が上がっているか	4	4	成果目標達成のための取組を適正に行っており、概ね成果目標を上回る実績をあげている。
⑦個人情報の保護に対する体制の構築・取組みを行っているか	4	4	基本協定書の「個人情報取扱特記事項」を遵守している。
総合評価	4	4	利用者ニーズに応じた機器の整備を行い利用者からの生活・機器等の相談に対応する等、施設の目的である視覚障害者への情報提供を適正に行っており、利用者からも高評価を得ている。

#### ○評価基準

- 5（秀）：業務水準書等の内容を上回り、特筆すべき実績をあげている
- 4（優）：業務水準書等の内容を上回り、優れた実績をあげている
- 3（良）：業務水準書等の内容が満たされている
- 2（可）：業務水準書等の内容が満たされず、一部改善を要する
- 1（不可）：業務水準書等の内容が満たされず、重大な改善を要する